

千葉県特別支援教育推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉市立小学校及び中学校の特別支援学級並びに千葉市立特別支援学校に在籍する児童生徒の社会的自立並びに特別支援教育の理解推進及び振興を図るため、千葉県特別支援教育研究協議会（以下「協議会」という。）が行う事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、協議会に対し補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1に定める事業とする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助対象経費及び補助率は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長の定める期日までに千葉県特別支援教育推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 市長が補助金に関し報告を求めた場合又は補助金の交付及び補助事業に係る帳簿、書類等の調査を求めた場合においては、これに応ずること。
- (5) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条による通知は、千葉県特別支援教育推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請書)

第7条 第5条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県特

別支援教育推進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による報告をしようとするときは、補助事業の終了後14日以内（当該期限が補助事業が実施された年度の末日を経過することとなる場合においては、当該年度の末日まで）に千葉市特別支援教育推進事業実績報告書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）事業報告書
- （2）収支決算書
- （3）その他市長が必要と認める書類

（額の確定通知）

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市特別支援教育推進事業補助金額確定通知書（様式第5号）によるものとする。

（交付の請求）

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市特別支援教育推進事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市特別支援教育推進事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第11条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市特別支援教育推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）によるものとする。

（返還命令）

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市特別支援教育推進事業補助金返還命令書（様式第9号）によるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

（千葉市中学校特殊学級合同宿泊訓練事業補助金交付要綱の廃止）

2 千葉市中学校特殊学級合同宿泊訓練事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表 1

事業の種類	内 容
(1) 作品展事業	千葉市立小学校及び中学校の特別支援学級並びに千葉市立特別支援学校に在籍する児童生徒の作品を展示し、特別支援教育に対する一般市民の理解推進を図るための「児童生徒作品展」を行う。
(2) 合同予餞会事業	千葉市中学校特別支援学級に在籍する生徒相互が、卒業を祝い、日頃の学習成果を発表する等社会的自立並びに特別支援教育の理解推進を図るための「合同予餞会」を行う。
(3) 特別支援教育推進大会事業	特別支援教育に対する一般市民の理解推進を図るための「特別支援教育推進大会」を行う。

別表 2

補助対象事業等	対象経費	補助率
作品展事業	印刷費 通信運搬費 会議費 参加賞費 運営費 消耗品費	補助対象経費（補助対象経費について、他の補助金その他の収入がある場合には、これを控除するものとする。）の10分の10以下
合同予餞会事業	施設使用料 消耗品費 通信費 運営費 附属施設利用料 接待費	
特別支援教育推進大会事業	謝金 会議費 会場費 食糧費 印刷製本費 運営費 消耗品費	